

SEINENHORIZUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№640
2024・6・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

ノーモア・ミナマタ第二次新潟訴訟・新潟地裁判決について…………… 中村周而
最高裁が上告不受理決定—いわき市民訴訟国賠…………… 中野直樹

新刊 清水雅彦著

『大学生の学びをつくる 憲法入門 法・歴史・社会をつなぐ』を読んで…………… 與那嶺慧理
(シリーズ：憲法と私⑦)「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、
平和のうちに生存する権利」(前文二項)…………… 猪股佑介

第18回人権研究交流集会 (11/23・24東京) 分科会紹介

【議長トーク】「修習生部会での学びを今の自分に繋げる」…………… 笹山尚人

□「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」の成立に強く抗議する
法律家団体の声明 (改憲問題対策法律家6団体連絡会)



三重・田丸城址

ノーモア・ミナマタ第二次新潟訴訟・新潟地裁判決について

新潟 中村 周而

■はじめに

二〇二四年四月一八日、新潟地裁でノーモア・ミナマタ第二次新潟訴訟の判決言渡しがあった。判決を受けたのは第一陣から第四陣までの原告四七名。被告はレゾナック・ホールディングス(旧昭和電工)と国。二〇二三年二月二日、第一陣二二名の提訴で始まったこの裁判は、原告数も第二陣まで一六五人に増えたが、提訴から一〇年余の間に三〇名余の原告が亡くなられた。

判決は、すでに公健法で認定されていた二名を除く原告四五名のうち二六名を水俣病と認め、レゾナックに対し認容原告一名について四〇〇万円、総額一億四〇〇万円の賠償を命じたが、国については全原告について請求棄却となった。

原告は国に対して全員が控訴し、レゾナックに対しては一九人が控訴した。

ノーモア・ミナマタ第二次訴訟は、大阪地裁、熊本地裁でも判決が出されており、二〇二三年九月二七日の近畿訴訟判決では二八名の原告全員が水俣病と認められ、国・熊本県・チッソに原告一名について二七五万円の賠償を命じた。しかし、二〇二四年三月二日の熊本訴訟判決では、水俣病特措法の対象地域外を曝露地とする二名を含む原告二五名を水俣病と認めたが、二〇二〇年の除斥期間が経過しているとして原告一四四名全員について請求棄却となった。

今回の判決も含めて三つの地裁判決は、現行の水俣病被害者救済制度では救済されない水俣病患者が数多く存在することを浮き彫りにした。

■水俣病の罹患の判断枠組みと除斥期間の適用制限

原告弁護士団は、水俣病の個別立証として原告本人の陳述書のほか主治医から個々の原告の共通診断書を作成していただいた。しかし判決は、共通診断書に依拠して水俣病に罹患しているかどうかを判断することは困難であり、その判断にあたっては主として公的検診の結果に依拠すべきであるとし、原告が主張する疫学的知見にそのまま依拠することはできないと判示した。

判決は、阿賀野川流域には昭和電工鹿瀬工場が閉鎖された一九六五年以降一九七八年までの間、川魚を多食する者がいたこと、実証的な知見として阿賀野川の川魚を喫食することによりメチル水

銀に曝露してから一年程度、長い場合には六、七年程度が経過してから発症するとして二六人の原告について水俣病と認め、発症時期が一九八五年以降であったり、感覚障害が他疾患に起因する余地がある場合は水俣病と直ちに判断できないとして、一九人の原告については水俣病と認めなかった。

レゾナックは工場排水の流出で水俣病を発生させたことについての過失責任は争わなかったが、原告らが水俣病に罹患したことを争い、民法七二四条後段の除斥期間の経過により損害賠償請求権が消滅したと主張していた。

判決は、水俣病と認めた認容原告二六名は、水俣病の性質や差別・偏見等のために、自らが水俣病に罹患したことを認識した上でレゾナックに賠償請求をすることが困難となる事情があり、加害者であるレゾナックがその要因を作出してそのような状況が解消されないまま損害の発生から二〇年が経過した場合に、そのような状況が解消されてから六か月内に損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法七二四条後段の効果は生じないとした。そして、これらの事情の下で、民法七二四条後段の規定をそのまま適用することは、著しく正義・公平の理念に反するとし、原告らが医師から水俣病であることの診断を受けてから一年以内に訴えを提起していることを踏

まえ、民法七二四条後段の適用を制限すべきであり、損害賠償請求権が消滅したということとはできないと判示した。

■ 国の賠償責任を否定した不可解な理由

判決は、国は、一九六一年末までの間に、鹿瀬工場の排水に有機水銀が含まれると認識し得る事実関係があったとは認められず、周辺住民に健康被害が生じる可能性があることを具体的に認識・予見し得たとするのは困難であるとして、国賠法一条二項に基づく損害賠償責任を否定した。極めて遺憾である。

新潟水俣病は第二の水俣病である。とくに熊本研究班の有機水銀説が公表された後は、昭和電工鹿瀬工場を含む全国のアセトアルデヒド工場にも水俣病と同じ被害が発生する危険が指摘されていた。国は、一九五九年一月九日、水俣病総合調査研究連絡協議会を発足させ、通産省に同種工場の排水の水質調査を担当させた。通産省は東京工業試験所に依頼して同種六社六工場の排水分析調査を行い、その結果、一九六一年三月までの間に全工場からチッソ水俣工場のアセトアルデヒド施設の排水中の総水銀に匹敵し得る程度の総水銀が検出されたが、調査結果を受け取った通産省は、六

社六工場の工場名も調査結果も公表せず、その後、連絡協議会は開催されずに自然消滅となった。国は、本件訴訟で原告から追及されてようやく二〇二五年の弁論で工場名を墨塗りにした排水分析結果を書証として提出し、六社六工場には鹿瀬工場は含まれていないと弁明した経過がある。

原告弁護団は、仮に鹿瀬工場が含まれていなければ、同工場に水質調査に関する調査を求め、除害施設、排水、環境のみならず、自治体等に協力を求め阿賀野川の魚介類の水銀調査など徹底した調査を行っていたれば、水俣病を発生させる危険があることを確実に認識できたと主張した。

これについて判決は、「鹿瀬工場について同様の調査を行うことで、その排水から同程度の総水銀を検出することができた可能性は否定し得ない」が、総水銀が検出されいながら他の同種工場において具体的な中毒等の被害が発生しておらず、鹿瀬工場でも同様であったことに鑑みると、その不行使につき著しく合理性を欠く状況にあったということはできないと判示した。また、調査の十分さについては、仮に国が調査のための行政指導を強いて行ったとしても、レゾナックからの十分な協力を得ることができなかった可能性が相応にあるという不可解な理由で原告の主張を斥けた。

最高裁が上告不受理決定 — いわき市民訴訟国賠



神奈川 中野 直樹

□ 元凶 六・一七最判

二〇二二年六月一七日、最高裁(第二小法廷)は、規制権限不行使の国賠法適用上の違法を認め、三つの高裁判決を取消し、国の責任を否定する判決を出した。多数意見三名、反対意見一名の評決であった。三浦守裁判官の国の責任を肯定する反対意見は、一つの判決文としての構えと内容を備え、安全無視の多数意見を厳しく批判するものであった。

多数意見が理由として述べるところは、従前最高裁が踏襲してきた規制権限不行使の違法性の判断過程を意図的にとらず、①敷地高さを超える津波に対しては、防潮堤を設置するという発想しかなかったとして水密化措置をとる義務を否定し、②その防潮堤については、東電が二〇〇八年

に「長期評価」に基づいて試算した資料によれば、南東側からの津波しか想定しない防潮堤になったろうと「仮定」し、この防潮堤では東側から押し寄せた本件津波を防護できなかった、との誤った仮定と論理である。

この六・一七最判に対しては、原発の異質の危険性、原子力発電所に対する特別で厳格な安全規制の法体系の存在、伊方原発訴訟最判の示した事業者及び保安院に求められる注意義務の判断基準をすべて無視した判断であること、「長期評価」により失われたドライサイトに代替する実効性ある津波防護措置を考察するにあたり二〇〇八年試算の限界について法令上求められる慎重な検討をすることを怠った判断であること、二〇〇八年当時存在した「長期評価」に基づく津波知見に加えて既往の「貞観津波」の方向と規模に関する知

見の形成がなされていたこと、水密化対策の技術的基盤の形成と実施例があったこと等の具体的な重要事実を無視した判断であること、この点で、わが国が初めて経験した巨大な原子炉災害事故に関する先例的な司法判断としては、従前の最高裁判決との整合性もなく、出発となるべき基本的な法令の解釈を怠っているなど、あまりにお粗末だとの法的、社会的批判が加えられている。

六・一七最判・多数意見は、国策である原発による電力供給を安全よりも優先する政府を擁護する立場にたつものである。二カ月後の八月、岸田政権は、原発積極推進政策への転換を表明し、老朽化した原発の稼働年限を六〇年を超えてかさ上げした。同じ月、全漁連が反対し、福島県民をはじめ国民が大きな不安と批判を表明していることを押し切って、汚染水の海洋放出が強行され始めた。

□ いわき市民訴訟

六・一七最判後の最初の高裁判決がいわき市民訴訟仙台高裁第二民事部(裁判長小林久起、裁判官鈴木桂子、山崎克人)判決(二〇二三年三月一日)(以下「原審判決」)であった。

原審判決は、規制権限不行使の違法性の判断過程をおろそかにすることなく、規制法令の趣旨・目的を十分に踏まえて、予見可能性、水密化を含めた結果回避可能性を判断するものであり、六・一七最判に同調しない姿勢を示したが、最後に「津波の想定や想定される津波に対する防護措置について幅のある可能性があり、とられる防護措置の内容によっては、必ず本件津波に対して施設の浸水を防ぐことができ、全電源を失って炉心溶融を起こす重大事故を防ぐことができたはずであると断定することまではできないのである。」として、論理矛盾になることを厭わず、国の責任を否定した。三浦反対意見まであと一步で撤退した。

□ 最高裁第二ラウンドのたたかい

原告のうち二二三九名が国の責任について最高裁に上告した。第三小法廷に係属した。弁護団の拡充がはかられ、生業弁護士からも私を含め四名が第二ラウンドに挑戦することとなった。

この上告は、原審判決について五点の上告受理

申立理由を述べるとともに、たちはだかる六・一七最判を批判し、この見直しを求めるものであった。日本環境会議の研究者意見書七本、樋口英明、丸山重威、後藤政志、柳町秀一各氏の意見書を同時に提出した。

二〇二三年八月から、いわき市民訴訟の原告団・弁護団、他の訴訟の原告、支援者は、毎月一七日頃に、最高裁前での宣伝行動、署名を届け、要請する行動を定例化した。弁護団では、一〇月、十一月、二〇二四年二月に計五本の上告受理申立理由補充書を提出した。そして、後続の高裁で国の責任を認める判決が一つでも出ることを心待ちした。

□ 六・一七最判の前と後

― 裁判官たちの思考停止

最高裁が国の責任をめぐり弁論を開くことを決定する前は、地裁において、国賠責任を認めるもの九判決、否定するもの八判決、高裁において国の責任を認めるもの三判決、否定するもの一判決だった。そして、国の責任を否定する判決も、規制権限不行使の違法性判断において従前に最高裁判決が採用してきた司法判断の仕方、すなわち、規制法令の趣旨・目的を探索し、この法令の趣旨・目的を踏まえて、当時の具体的事情に基づいて、予見可能性(「長期評価」の信頼性)の判断、

結果回避可能性(実効性ある対策の有無と可否)の判断を行うという判断過程をとってきた。そこには、原発事故被害者が、困難をかかえながら、国の原発安全規制の在り方について司法の立場からの厳正な審査を求めるたたかいをしていることに向き合おうとする真摯で真剣な姿勢があった。

ところが、六・一七最判以降様変わりした。二〇二四年三月まで、すべての判決が国の責任を否定しかつ判断過程から法令解釈の判断をばっさり切り捨て、六・一七最判の因果関係に関する判断部分のみをなぞる判決ばかりとなった。

□ 四月一〇日 上告棄却 不受理決定に屈しない

第三小法廷から不受理決定が届いた。そこには「本件受理申立てについては、本件申立の理由によれば本件は民訴法三二八条一項の事件に当たるとの裁判官宇賀克也の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。」と記されていた。

被害者は政府の無責任な原発政策を認めない。無責任に目をつぶる無責任な司法のあり方も認めない。たたかいはやめるわけにはいかない。

新刊・旧刊

清水雅彦 著

『大学生の学びをつくる』

憲法入門 法・歴史・社会をつなぐ』を読んで

東京 與那嶺慧理



言

うまでもなく、著者は、本会会員として、学術研究だけでなく、精力的に憲法を護る活動をされている学者です。私の元地元でも、NOWARR八王子アクション（安保法案反対の運動）に端を発し、毎月の宣伝を二〇年近く続けている）で、度々、時々の憲法問題について分かりやすく発言されていて評判です。本書は、その本領を發揮されています。

特

に私がおすすめと思った点は、憲法の各項目を身近な問題と結びつけていること、そして、憲法は使ってこそ意味がある、おかしいと思ったことには声を上げよう、政治は生活と密接に関わっているから選挙に行こうという趣旨が、随所に具体的に示されていることです。

地方自治と沖縄などダイレクトな具体例もあり

ますが、痴漢被害者の賠償問題から権利は闘って勝ち取るものであることを伝えたり、不祥事で警察に不信感を持ったという話から、所持品検査や任意同行など警察官から求められても応じなくてもよい場合をさりげなく教えている手法に、なるほどと思いました。

豊富な活動経験のある筆者ならではのエピソード、制服のある高校に私服で登校し続けたとか、アルバイト先で交渉して賃上げした話なども、興味深かったです。

こういう話題であれば、政治にも、声を上げることにも関心のない学生も興味を持ってくれるのかもしれないと思いました。

最

後に、憲法改正規定の項目で「日本国憲法が保障する人権規定は本当に完全に保障

されているであろうか。……憲法理念の実現に努めるにしろ、憲法改正するにしろ、最終的には主権者国民一人一人の判断が問われている。」と改憲の動きへの問題提起で締められている点にも、学生に政治や社会に関心を持って欲しいという願いが込められていると思いました。

ま

た、本書の冒頭で、憲法学者として活躍されている筆者が、実は、法学部には滑り止めで入ったというエピソードが記載されています。学生の中には、同様の経験をしている者も多いと思うので、志望大学・学部でなくても興味を持つことが見つかつて生涯の仕事になることもある、という希望を持たせてくれるところも本書の魅力かもしれません。

もちろん、教科書として、憲法の基本的な知

識、用語説明や学説・判例はきちんと押さえられていて、「公共の福祉」など理解が難しい言葉も、できるだけ平易な言葉を使って説明されていますので、もう一度憲法を学び直したい方にもおすすめです。

惜

しむらくは、文字のみで挿絵や図表がひとつもないこと。小説もほとんど読まない理系大学生の息子に手渡したところ、「表紙がいい

ね〜」と言ってパラパラめくった途端、「字ばっかり……」と言って閉じてしまいました。教科書としては文字だけが普通ですが、法学部以外の学生でも手に取ってみようと思わせるには挿絵が必要かもしれません。
とはいえ、私は、説明の仕方や具体例の使い方など今後学習会をする時に参考にしたいと思いました。ぜひご一読ください。

シリーズ
憲法と私 ①

「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」(前文二項)

東京 猪股 佑介

中

野すずらん法律事務所へ入所しました、新規登録弁護士の猪股佑介と申します。以前は一五年ほど会社社員(総務、経理、人事等)をしていました。内部統制系の話が得意です。私は松坂大輔さんや広末涼子さんの世代で、すっかりおじさんですが、気持ちだけはいつまでもフレッシュな感覚で、楽しく元気にやっていきたいと考

私

は、誰かがその人らしく生きることを妨げられていたんだというお叱りもあるかと思いますが、ともかく、その瞬間は、私自身の人格・人生そのものが「自由」と深いつながりがあると感じた、私にとっては貴重な瞬間でした。
自身は、こだわりが強く、自分の生き方

私

自分が納得できることを大切にしています。周囲から変な人だと言われても、自分の生き

『大学生の学びをつくる』

憲法入門 法・歴史・社会をつなぐ』

二〇二四年三月一五日発行

著者・清水 雅彦

発行・大月書店

定価・二四〇〇円＋税

A5版 二七二頁

方を曲げることはしたくない。そして、私以外のすべての人にも、それぞれに個性があつて、価値観があつて、それぞれの人生を、それぞれが大切にしたいものを持つて、それぞれの生き方で生きている。そのことに対して、敬意を持ち続けたいと思つています。また、これは同時に、多様性を認めるということでもあるのだと思ひます。

さ て、好きな条文として、私は前文二項を挙げたいと思ひます。

受験生としては、「平和的生存権に具体的権利性はない」という知識さえあれば足り、それ以上の探究を必要を感じていませんでした（愚かでしたね!）。

ところが、弁護士登録後、平和的生存権との出会いは、何度も、異なる形で訪れました。

・改めて前文二項をじっくり読み直してみると、具体的権利性を認めるに足りる程度に、十分に具体的な規定であるという感想を持ちました。

・平和的生存権の判例（名古屋高裁判決）を読んでみると、その解釈は説得的と感じました。感銘を受けました。

・平和的生存権の国際的な権利化を目指しているという先生と出会いました。

・病院の綱領として、平和的生存権を掲げている病院があることを知りました。平和的生存権が裁判規範以外において機能しているという実態に、感動を覚えました。

・パレスチナやアフガニスタンの人々に対する支援の中で、平和的生存権の理念を実践している先生と出会いました。（裁判規範以外において、平

和的生存権が機能している事例が、私の中に一つ増えました）

とりわけ本稿執筆時現在もお続けているパレスチナ・ガザ地区に対する攻撃の状況についての情報に接し、生命・身体の安全が確保された環境で生きることが、個人の尊厳や人格的生存の基盤として、民主主義と同じくらい重要なものと考えられるようになりました。これは紛れもなく平和的生存権の一内容なのであらうと考えます。

最 後になりますが、私の拙い文章をお読みくださり、ありがとうございます。

今後、先生方と協働する機会を楽しみにしております。どうぞ宜しく願ひいたします。

第18回

人権研究交流会（11／23・24東京）□分科会紹介□

「社会に開かれた労働運動」分科会
—首都圏青年ユニオンの実践と成果—

首都圏青年ユニオン（以下「青年ユニオン」）は

業種や雇用形態を問わず誰でも加入できる個人加盟型の労働組合で、東京・神奈川・埼玉など首都圏で活動しています。

青年ユニオンは、コロナ禍において、飲食業などの非正規労働者の争議に取り組み、休業支援金制度の創設に関わるなどさまざまな成果を上げました。また、他の労働組合と共同して、非正規

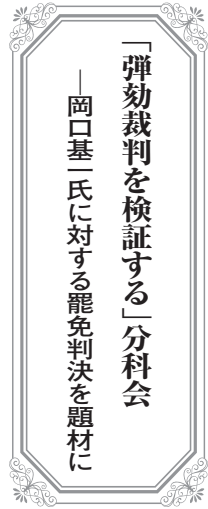
労働者の一斉賃上げを要求する「非正規春闘」に取り組み、ストライキを実施するなど活発に活動し、成果を上げています。本分科会では、こうした青年ユニオンの実践と成果を紹介します。

また、学生を中心に組織する「学生ユニオン」の活動、労働運動の活動上の工夫、青年ユニオンを物心両面で支援する「支える会」の存在・活動、

今年四月にアメリカ(シカゴ)で開催されたレイバー・ノーツ大会で得た教訓など、他に類のない青年ユニオン独自の取り組み等についてもご紹介し
ます。

登壇者は、青年ユニオンの専従、組合員、顧問
弁護団の弁護士、支える会のメンバーなどを予定
しています。ぜひご参加ください。

(東京 川口智也)



本年四月三日に出された岡口氏の罷免判決は、
SNS上での表現行為に対する制裁としては、比
例原則や先例をも無視した過酷なものであり、他
の裁判官に対する萎縮効果も懸念されるもので
す。翌朝の東京新聞社説も「差別発言さえ不問に
付す政治の世界の人々が、一裁判官の表現の過ち
を容赦なく叩き、法曹の資格まで奪う。裁判官が
より政治の力に萎縮し、及び腰になっては三権分
立さえも危うくなる。」と正鵠を射た指摘をしてい
ます。

弾劾裁判の舞台裏を含めた顛末記は、七月号掲

載予定の拙稿をご覧いただくとして、この分科会
では、憲法学者の視点を交えて罷免判決の内容を
徹底的に検証するとともに、判決後に船田裁判長
自らがコメントされた弾劾裁判制度自体の問題点
と改革方法についても考察してみたいと考えてお
ります。

本分科会のゲストには、岡口氏本人(サイン入
り著書も販売予定)と、この裁判でもご証言され
た憲法学者の山元一氏(慶應義塾大法科大学院教
授)をお迎えします。Zoomを含めて、皆さま
のご参加を心からお待ちしております。

(北海道 大賀浩二)

第18回人権研究交流集会全体会プレ企画

6月30日(日) 9:45~

「国連の平和権宣言と日本の平和的生存権」

講師：笹本 潤会員 (日本国際法律家協会)

国連で2016年に平和権国連宣言(right to peace)が成立しました。国連での議論を紹介し、平和的生存権を憲法で持つ私たちが何をすればいいか考えましょう。

*9月常任委員会(9/6・7)でも、連続企画として1時間30分程度、ワークショップの時間を設ける予定です。

第18回人権研究交流集会 概要

【日時】

二〇二四年二月三日(土)

〜二四日(日)

*一日目

分科会① 一三時〇〇分〜一四時四五分

休憩

分科会② 一五時一五分〜一七時

懇親会 一七時三〇分〜一九時三〇分

*二日目

全体会 九時三〇分〜

【会場】

TKP品川カンファレンスセンター

(系列の会場が複数ありますので

ご注意ください)

〒一〇八〇〇七四

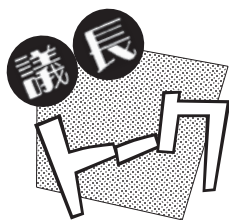
東京都港区高輪三二二五―三三

京急第二ビル 七・九・一〇階

*品川駅(高輪口)から徒歩三分

羽田空港から約三〇分

東京駅から山手線で一八分



「修習生部会での学びを 今の自分に繋げる」

会員の皆様、「青法協 平和と人権基金」へのご協力、ありがとうございます!!

六月一〇日現在、一五二二万円のご寄付をいただいております。この基金の使途である沖縄現地調査は、若手会員のほか、ロースクール生部会の会員、そして学生と、多数の参加予定者の応募を経て八月二六日から実施します。調査後の報告は皆様にお届けしますので乞うご期待!

この活動を進めるのは、青法協に参加する法律家に、次の時代にはもっともっとたくさんいてほしいからです。

四月一〇日付で、私も弁護士団で参加している「いわき市民訴訟」で、当方の上告棄却、上告受理申立を不受理とする最高裁第三小法廷の決定がなされました。二〇二一年発生の福島第一原発事故による被害者が国の責任を追及する訴訟ですが、二〇二三年六月十七日の第二小法廷による国の責任を否定する別件同種訴訟の判決に、ただ追隨した形です。

二三年の第二小法廷判決は、なんの説得力もない極めて政治的な判決でした。そこにある政治性とは、「原発事故について国に責任をとらせない↓原発についての再度の推進政策を後押しする」というものでした。おおよそ法律家としての矜持を全てかなくなり捨ててでも、国の重要政策は後押しする。最高裁の深い闇を感じました。

結果、二〇二三年の最高裁判決の一カ月後には、岸田政権は、原発再稼働政策を堂々と表明し、現在へとつながっているのです。

しかし、そのことに問題意識を持っている法律家はどれくらいいるのでしょうか。そんな司法で良いのか。

少なくとも私たち青法協は、司法のあるべき姿を模索してきました。

今後もそういう青法協であり続け、活動の輪を広げるためには、さらに多くの仲間が、後継者が、必要だと考えています。だからこそその「平和と人権基金」なのです。若手の会員と、修習生部会、ロースクール生部会、さらには学生層に至るまで、私たちの思いと活動を知ってもらい、自ら自分なりに活動してもらいたい。

そして、この数年、青法協は司法問題に関する議論を十分にする機会を持っていませんでした。私は議長として、そのことにも問題意識を持ってきました。今年二月に、千葉原支部との共催で、「法曹養成を考える」と題する学習会を持ちましたが、このような機会をもっともっと広げたい。会員の皆様と連携して、この点についても再検討を進められたらと考えています。

（青法協弁学会同部会議長 笹山尚人）

改憲問題対策法律家六団体連絡会〇〇声明

「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」の成立に強く抗議する

法律家団体の声明

二〇二四年五月二〇日

改憲問題対策法律家六団体連絡会

社会文化法律センター 共同代表理事 海渡 雄一

自由法曹団 団長 岩田研二郎

青年法律家協会弁護士学者合同部会

議長 笹山 尚人

日本国際法律家協会 会長 大熊 政一

日本反核法律家協会 会長 大久保賢一

日本民主法律家協会 理事長 新倉 修

一 はじめに

二〇二四年五月一〇日、参議院が「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」を本会議で採択して可決し、同法が成立した。

私たち改憲問題対策法律家六団体連絡会は、すでに二〇二四年四月二五日に、同法案が国民の自由と権利を侵害して国家による国民監視を強化するものであるとともに、憲法の平和主義に反し軍需産業の育成につ

ながるなどの重大な問題点を持つことを指摘して、廃案を求める声明を公表した。

二 何が秘密か不明確である

まず、同法は、「特定秘密保護法」においては対象となっていないが、「重要経済安保情報」については、五年以下の拘禁刑若しくは五〇〇万円以下の罰金等の刑罰をもって秘密保護するものであるが、重要物資や基本インフラ、最先端技術など秘密指定される「重要経済安保情報」の範囲が法文上広範かつ不明確で、すべて運用基準や政令に委ねられる点で、罪刑法定主義に違反し、濫用の危険が極めて高い。

また、国会審議においては特定秘密保護法とのシームレスな運用が言われ、政府は、特定秘密保護法の改正手続きではなく、その運用基準の改訂により、経済安保情報についても特定秘密の指定を行う予定とされているが、これは罪刑法定主義から許されない。

しかも、今国会で同時に審議され成立した経済安保法「改正」では基幹インフラに一般港湾運送事業が追加

され、同改正に関して衆参両院では医療分野や地方公共団体の業務を基幹インフラの対象に拡大することを検討する付帯決議がされるなど、国民の知る権利等に対する不当な侵害がいつそう危惧されるものとなっている。

三 基本的な人権侵害と国家による監視

また同法により、適性評価の対象が民間労働者や研究者など大幅に拡大されるものであるが、把握された情報は政府が一括して管理する。その際実施される身辺調査は勤務先や上司・同僚、医療機関・金融機関、さらには警察や公安調査庁まで及ぶうえ、継続的に監視されるおそれや、適性評価を受けなければ職場の仕事や研究から外されものが言えなくなるなどの危惧も国会審議で指摘された。市民のプライバシー権を侵害するとともに、思想・信条の自由、学術研究の自由、労働運動・市民活動の自由が害される危険性も浮き彫りとなった。ところが、これら法案のかかえる重大な問題については運用基準によるなどと先送りし、本来国

今後の日程

【第55回定時総会】

6月29日(土)・30日(日)

北海道

【第18回人権研究交流集会】

11月23日(土)・24日(日)

東京

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

7月16日(火)17時～

会審議で解決すべき責任は何ら果たされていない。

四 平和主義に違反する

さらに、同法は、日米同盟のもとで、日本の軍需産業を強化し、武器輸出の拡大をいっそう促進する動きの一環として、安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済情報の提供、セキュリティクリアランス制度等を規定し、軍需産業の支援強化を進めるものである。法案の国会審議において、岸田首相は、「国際的な共同開発などを進める動きが一層円滑に推進されることを期待される」と情報の活用に積極的な姿勢を示している(四月五日衆院内閣委)。四月一〇日の日米首脳会談共同声明でも、日米で共同してミサイルの開発・生産を促進することやAUKUSとの先進軍事技術協力を行うことが確認されている。同法は、それらに資する研究開発促進、軍需産業の育成を図るため

の環境整備につながるものであって、憲法の平和主義に反することは、いっそう明白となっている。

五 民主主義に違反する

同法については、本年三月二〇日に衆議院で審議が開始されて以降、審議の過程で法案の重大な問題点がいっそう明確となったにもかかわらず衆議院を簡単に通過し、参議院においても十分な審議がされないまま成立にいたったものであり、主権者たる国民が正当に選挙された国会における代表者を通じて行動するという議会制民主主義が形骸化されていると言わざるを得ない。

改憲問題対策法律家六団体連絡会は、このように幾重にも憲法上重大な問題を含む、同法の成立に強く抗議するものである。

以上

編集後記

▼先号から第一八回人権研究交流集会の分科会紹介が行われている。人権研究交流集会は、二〇二三年に一度、青法協弁学合同部会が折々の人権課題について運動と研究の到達点を報告し、会員と市民との交流を深める集会として開催されてきている。▼今年の人権研究交流集会開催まで、既に半年を切っている。今年も、憲法やジェンダー、子ども、労働、原発など、多彩な分科会が予定されており、全体会も「平和への権利」を軸として準備が進められている。▼ウクライナ侵攻もガザ侵攻も終息の気配は見えず、中台危機がおおられ、また日本国内では集団的自衛権の行使容認の閣議決定が行われ、戦争法制が成立している。昨今では、「平和への権利」は特に重要性が増していると思われる。▼日ごろから各地で、各会員それぞれが憲法や平和、民主主義、基本的人権の様々な課題に取り組んでいる。各会員がこの経験を第一八回人権研究交流集会に持ち寄ってこれを成功させ、ますます活発な活動が展開されるきっかけの一つとしたい。

(並木陽介)